

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

上場申請会社
株式会社北國フィナンシャルホールディングス

提出会社
株式会社北國銀行

目次

頁

【表紙】	
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	4
3 【組織再編成に係る契約】	5
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	13
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	13
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	14
7 【組織再編成に関する手続】	15
第2 【統合財務情報】	16
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	17
第二部 【企業情報】	18
第1 【企業の概況】	18
1 【主要な経営指標等の推移】	18
2 【沿革】	18
3 【事業の内容】	19
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	21
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
2 【事業等のリスク】	21
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
4 【経営上の重要な契約等】	24
5 【研究開発活動】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【上場申請会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	30
3 【配当政策】	30
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	31
第5 【経理の状況】	39
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	40
第7 【上場申請会社の参考情報】	41
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	41
2 【その他の参考情報】	41
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	42
第四部 【上場申請会社の特別情報】	42
第1 【上場申請会社の最近の財務諸表】	42
1 【貸借対照表】	42
2 【損益計算書】	42

3	【株主資本等変動計算書】	42
4	【キャッシュ・フロー計算書】	42
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	42

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社北國フィナンシャルホールディングス（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、2021年10月1日に設立登記を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の2021年9月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2021年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年9月1日

【会社名】 株式会社北國フィナンシャルホールディングス

【英訳名】 Hokkoku Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杖 村 修 司

【本店の所在の場所】 石川県金沢市広岡二丁目12番6号

【電話番号】 下記の株式会社北國銀行の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社北國銀行

【英訳名】 The Hokkoku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杖 村 修 司

【本店の所在の場所】 石川県金沢市広岡二丁目12番6号

【電話番号】 (076)263局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 菊澤 智彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目3番1号
株式会社 北國銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 (03)3271局3177番

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 中田 竜仁

第一部 【組織再編成に関する情報】

第1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 組織再編成の目的及び理由

地域経済全体を取り巻く環境は今後も混沌と不透明な状況が続くなか、人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大等による社会構造の変化により、お客さまの価値観や課題はこれまで以上に多様化していくことが想定されます。

こうした環境下において、これまでの銀行業の枠にとらわれることなく、規制緩和も含めた経営環境の変化に対し、お客さま、地域の皆さまの期待に応え貢献するため、持株会社体制への移行が必要であると判断しました。

持株会社体制移行により、各々の事業会社がこれまでより幅広い領域において、お客さま起点で企業理念とブランド理念に基づいたビジネスを展開し、地域の皆さまとの協創、協働もより強化しながら様々な課題解決に関わること、すなわち次世代版「地域総合会社」の深化を目指してまいります。

お客さまをはじめとした、地域の皆さまの豊かな生活の実現をサポートすることこそが北國銀行の存在価値そのものであり、これらの活動が地域全体のクオリティの向上、そして同行の企業価値向上に繋がると信じております。これからも企業理念である「豊かな明日へ、信頼の架け橋を～ふれあいの輪を並び、地域と共に豊かな未来を築きます～」の実現を通じた収益の最大化、株主価値向上の実現を目指してまいります。

<主な目的>

① グループシナジーの最大化

持株会社にグループ経営機能を集約し、グループガバナンスの更なる高度化を推進することで、銀行をはじめとする各子会社は事業推進に特化し、グループ全体の経営効率向上を目指します。

② 業務軸の拡大

銀行業高度化等会社を含む現在の子会社の業務を持株会社傘下で拡大するとともに、地域の持続可能な発展をサポートするための新会社の設立により業務軸の拡大を進めます。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社北國フィナンシャルホールディングス (英文表示: Hokkoku Financial Holdings, Inc.)			
(2) 事業内容	1. 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務			
(3) 本店所在地	石川県金沢市広岡二丁目12番6号			
(4) 代表者及び役員の就任予定	取締役社長(代表取締役)	杖村 修司	(現 北國銀行)	取締役頭取
	取締役(代表取締役)	浜崎 英明	(現 北國銀行)	取締役会長
	取締役(代表取締役)	中村 和哉	(現 北國銀行)	取締役常務執行役員
	取締役	中田 浩一	(現 北國銀行)	取締役常務執行役員
	取締役	角地 裕司	(現 北國銀行)	取締役常務執行役員
	取締役(監査等委員)	鳥越 伸博	(現 北國銀行)	取締役
	取締役(監査等委員)	西井 繁	(現 北國銀行)	取締役監査等委員
	取締役(監査等委員)	大西 忠	(現 北國銀行)	取締役監査等委員
	取締役(監査等委員)	山下 修二	(現 北國銀行)	取締役監査等委員
	取締役(監査等委員)	大泉 琢		
	取締役(監査等委員)	根本 直子		
(5) 資本金	10,000百万円			
(6) 純資産(連結)	未定			
(7) 総資産(連結)	未定			
(8) 決算期	3月31日			

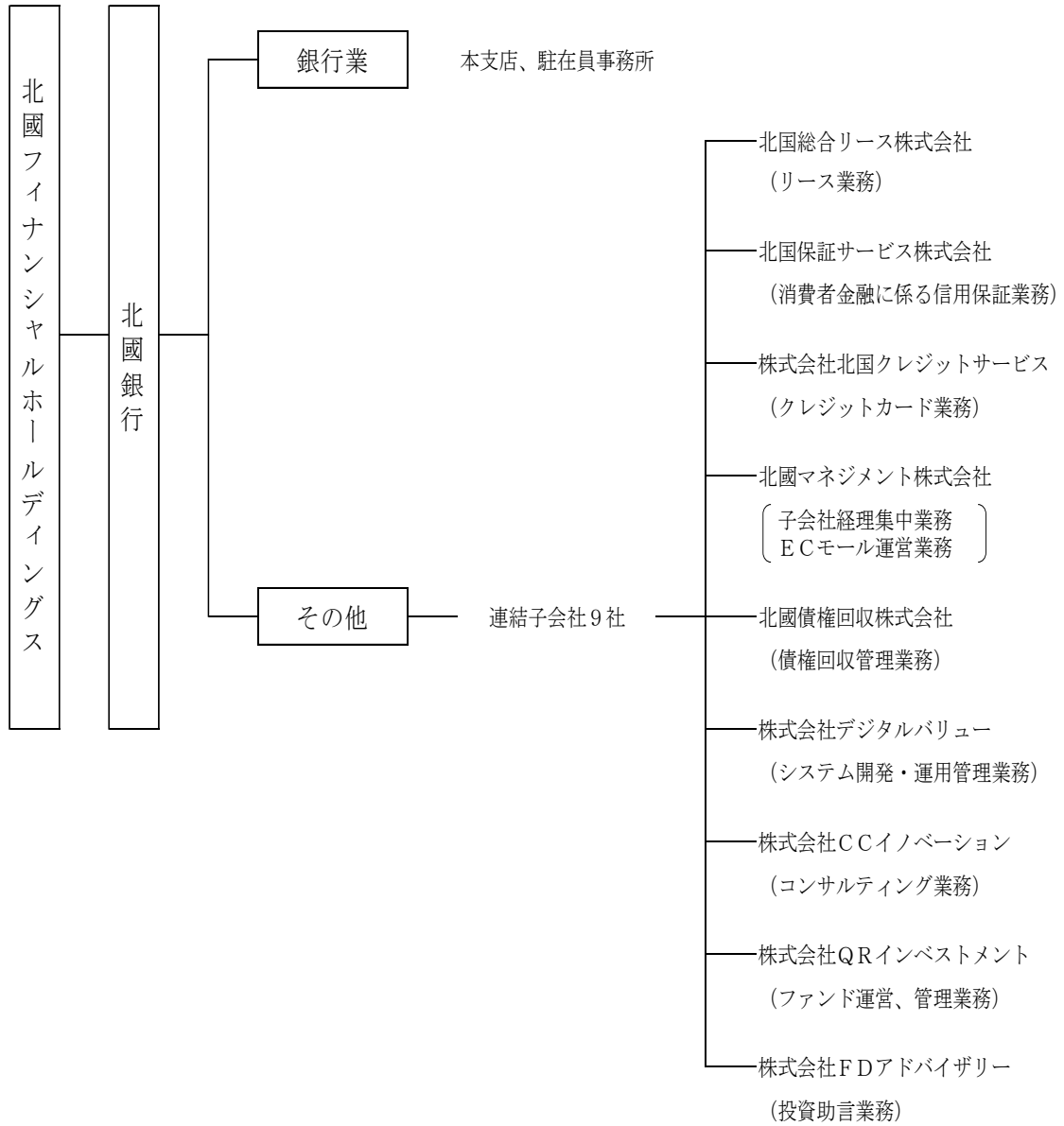
(注) 取締役(監査等委員)のうち、西井繁氏、大西忠氏、山下修二氏、大泉琢氏及び根本直子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注) 大泉琢氏、根本直子氏は2021年6月18日に開催された定時株主総会にて、北國銀行取締役監査等委員に選任されております。

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、2021年10月1日時点では以下のとおりとなる予定であります。

[事業系統図]



当社設立後の、当社と北國銀行の状況は以下のとおりであります。

北國銀行は、2021年6月18日に開催された定時株主総会による承認に加え、関係当局の許認可等を得られることを前提として、2021年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社北國銀行	石川県 金沢市	26,673	銀行業	100.0	6	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 北國銀行は、有価証券報告書の提出会社であります。
 2 北國銀行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 3 本株式移転に伴う当社設立日（2021年10月1日）をもって、北國銀行は当社の株式移転完全子会社となり2021年9月29日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、北國銀行は当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となる北國銀行の最近事業年度末日（2021年3月31日）時点の関係会社の状況は、次のとおりです。

ウ 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	北國銀行との関係内容				
					役員の 兼 任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 北国総合リース 株式会社	石川県金 沢市	90	リース業	68.19 (17.84)	2 (2)	—	金銭貸借 預金取引 リース取 引	建物賃貸借	—
株式会社 北国クレジット サービス	石川県金 沢市	90	銀行業	75.49 (—)	2 (2)	—	預金取引	—	—
北国保証サービ ス株式会社	石川県金 沢市	90	銀行業	70.00 (51.66)	3 (3)	—	保証 預金取引	建物賃貸借	—
北国マネジメン ト株式会社	石川県金 沢市	100	銀行業	100.00 (—)	2 (2)	—	預金取引	建物賃貸借	経理決算 業務
北國債権回収株 式会社	石川県金 沢市	500	銀行業	95.00 (—)	2 (2)	—	預金取引	—	債権回収 業務
株式会社デジタ ルバリュー	東京都中 央区	90	銀行業	90.00 (—)	5 (2)	—	預金取引	建物賃貸借	システム 開発業務

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
 3 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
 4 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）であります。
 5 「北國銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、北國銀行の役員（内書き）であります。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、北國銀行は当社の完全子会社になる予定であります。前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の取締役は、北國銀行及びグループ各社の取締役を兼任する予定であります。前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である北國銀行との取引関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

北國銀行は、同行の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2021年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、北國銀行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2021年4月28日の北國銀行の取締役会において作成いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、北國銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2021年6月18日に開催された北國銀行の定時株主総会において、承認可決されております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社北國銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第6条に定義する。において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社北國フィナンシャルホールディングス 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社北國フィナンシャルホールディングス」と称し、英文では、「Hokkoku Financial Holdings, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、金沢市とし、本店の所在場所は、石川県金沢市広岡2丁目12番6号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、5,825万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社北國フィナンシャルホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

(本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称)

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く）の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 杖村 修司
- (2) 取締役 浜崎 英明
- (3) 取締役 中村 和哉
- (4) 取締役 中田 浩一
- (5) 取締役 角地 裕司

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 鳥越 伸博
- (2) 社外取締役 西井 繁
- (3) 社外取締役 大西 忠
- (4) 社外取締役 山下 修二
- (5) 社外取締役 大泉 琢
- (6) 社外取締役 根本 直子

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100億円
- (2) 資本準備金の額
25億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本持株会社の成立日)

第6条 本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第7条 当行は、2021年6月18日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関

する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第8条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(本持株会社の株式名簿管理人)

第9条 本持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第10条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第7条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2021年4月28日

石川県金沢市広岡2丁目12番6号
株式会社北國銀行
取締役頭取 杖村 修司

株式会社北國フィナンシャルホールディングス 定款

第1章 総則

第1条（商号） 当社は、株式会社北國フィナンシャルホールディングスと称し、英文では、Hokkoku Financial Holdings, Inc. と表示する。

第2条（目的） 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務
2. 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

第3条（本店の所在地） 当社は、本店を金沢市に置く。

第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

第5条（公告方法） 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、金沢市で発行する北國新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、5,825万株とする。

第7条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し） 当社の単元未満株式を有する株主は、取締役会において定める株式取扱規程により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

- (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第12条（株式取扱規程） 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

- (1) 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- (2) 当社の株主総会は、金沢市で開催する。

第14条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

- (1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

- (1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

- (1) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- (2) 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

- (1) 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10名以内とする。
- (2) 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とし、その過半数は社外取締役とする。

第20条（取締役の選任方法）

- (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して選任しなければならない。
- (3) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (4) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

- (1) 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

- (1) 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- (2) 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- (3) 前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第24条（取締役会の招集通知）

- (1) 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

- (1) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
- (2) 会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。

第29条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の招集通知）

- (1) 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第32条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

第33条（会計監査人の選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条（会計監査人の任期）

- (1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

第35条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条（剰余金の配当の基準日）

- (1) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- (2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。

第38条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当をすることができる。

第39条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第1条（最初の事業年度）

第35条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2022年3月31日までとする。

第2条（取締役の当初の報酬等）

- (1) 第28条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
- (2) 第28条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額65百万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	株式会社北國フィナンシャルホールディングス (完全親会社・当社)	株式会社北國銀行 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1 本株式移転に伴い、北國銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社単元株式数は、100株です。
- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 28,108,958株
上記新株式数は、2021年3月31日時点における北國銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、北國銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。北國銀行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、北國銀行が2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式6,239株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
なお、株式交付信託分135,104株については、新株交付の対象としております。
- 3 単元未満株式の取扱い
本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける北國銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、北國銀行の単独株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時の北國銀行の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、北國銀行の株主の皆様には不利益を与えないことを第一義として、北國銀行の株主の皆様が保有する北國銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 剰余金の配当

当社は、分配特則規定が法令に従い効力を有する限りにおいて、剰余金の配当(配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。)に関する事項を取締役会の決議によって決定することができます。これに対し、北國銀行の定款には、分配特則規定に相当する定めがないため、剰余金の配当に関する事項の決定は、原則として株主総会の決議によることとなります。ただし、北國銀行の定款には、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当金をすることができる」旨が定められているため、北國銀行は、かかる中間配当金に関する事項については、取締役会の決議によって定めることができます。

(2) 会計帳簿の閲覧等請求権

北國銀行の株主は、銀行法の定め適用により、会計帳簿及びこれに関する資料を閲覧等する権利を有しませんが、当社の株主は、会社法に定められた一定の株式保有要件を満たす限り、当社の会計帳簿及びこれに関する資料を閲覧等する権利を有します。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

北國銀行の株主が、その所有する北國銀行の普通株式につき、北國銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2021年6月18日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を北國銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、北國銀行が、上記定時株主総会の決議の日（2021年6月18日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

北國銀行の株主による議決権の行使の方法としては、2021年6月18日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、北國銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、北國銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、2021年6月17日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る方法「スマート行使」または、議決権行使サイト <https://www.web54.net> にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を利用する方法の2つがあり、どちらも画面の案内にしたがって、2021年6月17日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時に問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2021年6月17日までに、北國銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、北國銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社普通株式は、基準時における北國銀行の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主に割り当てられます。北國銀行の普通株主は、自己の北國銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、北國銀行は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③北國銀行の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、北國銀行の本店において2021年5月26日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2021年4月28日開催の北國銀行の取締役会において承認された株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、北國銀行の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、北國銀行の営業時間内に北國銀行の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2021年3月31日（水）	定時株主総会基準日
2021年4月28日（水）	株式移転計画承認取締役会
2021年6月18日（金）	株式移転計画承認定時株主総会
2021年9月29日（水）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（北國銀行）
2021年10月1日（金）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
2021年10月1日（金）（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

北國銀行の株主が、その所有する北國銀行の普通株式につき、北國銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年6月18日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を北國銀行に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、北國銀行が、上記定時株主総会の決議の日（2021年6月18日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成の対象会社の連結経営指標は当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる北國銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

		2016年度 (自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	2017年度 (自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	2018年度 (自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	2019年度 (自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	2020年度 (自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	67,413	68,633	67,114	74,740	79,098
うち連結信託報酬	百万円	—	—	0	0	0
連結経常利益	百万円	15,867	16,367	14,165	13,181	12,890
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	10,851	10,163	8,583	7,310	6,752
連結包括利益	百万円	20,517	25,628	5,068	△24,604	47,159
連結純資産額	百万円	252,358	268,777	271,215	240,765	286,269
連結総資産額	百万円	4,320,364	4,772,893	5,029,226	5,097,268	5,524,513
1株当たり純資産額	円	8,138.89	9,029.61	9,106.33	8,361.39	9,954.40
1株当たり当期純利益	円	362.47	346.38	296.83	255.60	241.49
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	361.32	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.63	5.47	5.23	4.58	5.04
連結自己資本利益率	%	4.62	4.02	3.27	2.94	2.63
連結株価収益率	倍	11.66	11.93	11.68	13.18	11.68
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	324,491	290,627	140,604	110,694	191,877
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△41,647	63,755	△12,320	61,370	△127,274
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,243	△8,884	△2,627	△5,852	18,342
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	745,097	1,090,589	1,216,250	1,382,462	1,465,419
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,835 〔492〕	1,845 〔493〕	1,834 〔475〕	1,816 〔462〕	1,837 〔428〕
信託財産額	百万円	—	—	90	129	145

- (注) 1 北國銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。
- 3 2017年度連結会計年度以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は北國銀行1社です。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2 【沿革】

2021年4月28日	北國銀行は、同行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により当社を設立することについて合意に達し、同行取締役会において本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。
2021年6月18日	北國銀行は、その定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、北國銀行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
2021年10月1日 (予定)	北國銀行が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

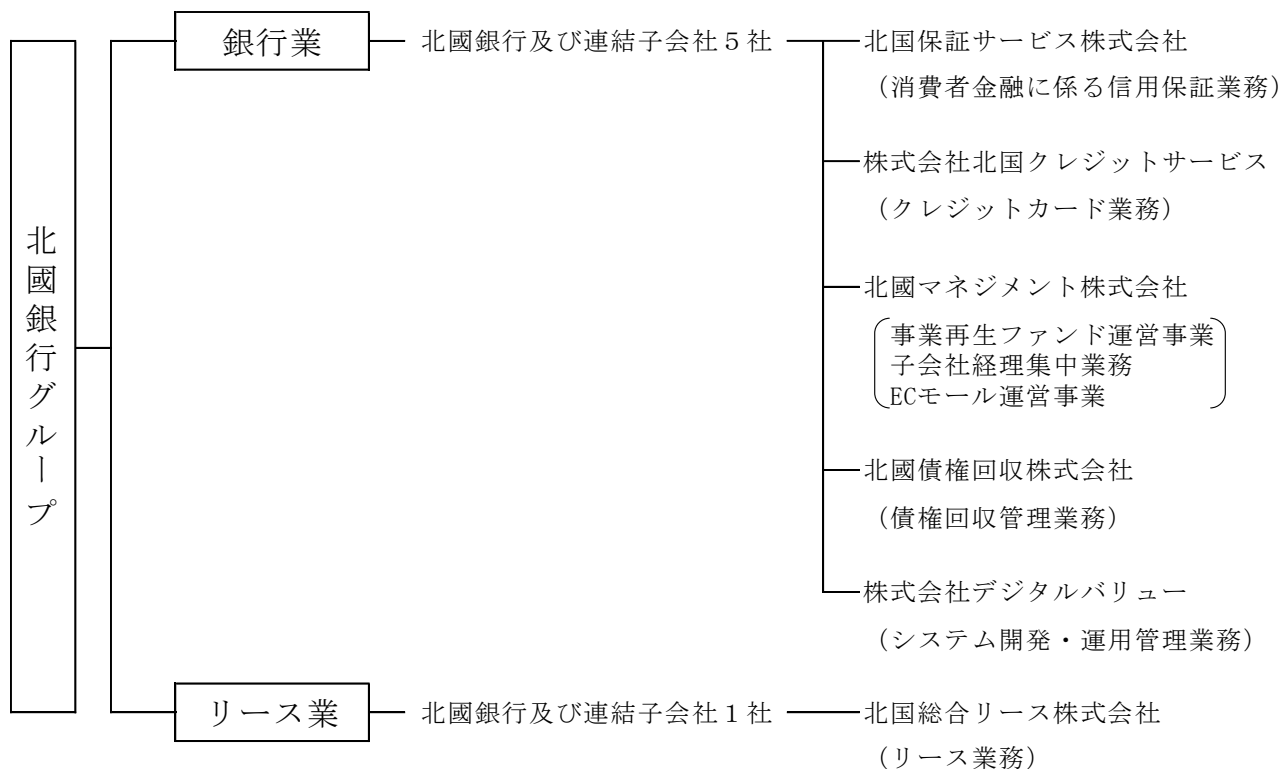
なお、当社の完全子会社となる北國銀行の沿革につきましては、北國銀行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる北國銀行の2021年3月期連結会計年度末日及び事業年度末日（2021年3月31日）時点（ただし、当該日よりも後の時点の事実関係であることを注記により明記した記載についてはその時点）における事業の内容は以下のとおりであります。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる北國銀行の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる北國銀行の2021年3月期連結会計年度末日及び事業年度末日（2021年3月31日）における従業員の状況につきましては以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	合計
従業員数（人）	1,816 [425]	21 [3]	1,837 [428]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 421 人を除き、執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）35 人及び海外の現地採用者を含んでおります。

2 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

北國銀行の従業員組合は、北國銀行従業員組合と称し、2021年3月31日時点の組合員数は、1,214人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により北國銀行の完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在における北國銀行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。北國銀行の事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において北國銀行が判断したものです。

(1) 信用リスク

①不良債権の状況

景気動向、不動産価格及び株価の変動、貸出先の経営状況悪化等により不良債権が増加する可能性があります。その結果、現時点の想定を上回る信用コストが発生した場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

②貸倒引当金の状況

当社グループは、貸出先の状況、担保価値及び過去の貸倒実績率等に基づいて貸倒引当金を計上しております。しかしながら、貸出先の経営状況の悪化、不動産価格及び株価の下落に基づく担保価値の低下等により貸倒引当金の積み増しが必要となり、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③貸出先への対応

当社グループは、貸出先の経営状況が悪化した場合や債務不履行となった場合においても、債権回収の実施や法的権利を行使せずに、貸出先の再生計画等に基づき債権放棄や金融支援等を行うことがあります。しかしながら、そうした対応、支援にもかかわらず企業再生が奏功しない場合、不良債権や与信関連費用の増加に繋がり、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

④権利行使の困難性

不動産市場における流動性の欠如、または不動産価格及び株価の下落等の事情により、担保権を設定した不動産等を換金し、または貸出先の保有する資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。この場合、信用コストが増加するとともに不良債権処理が進まない可能性があります。

(2) 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値及び資産・負債から生み出される収益・費用が変動し損失を被るリスクであり、要因別に次のとおりであります。

①金利リスク

当社グループの資産及び負債には主要業務である貸出金、有価証券及び預金等があり、主たる収益源は資金運用と資金調達の手取収入であります。これらの資産・負債には金利や期間のミスマッチが存在しており、金利が変動することで手取収入の低下ないし損失を被るおそれがあり、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

②為替リスク

当社グループの資産及び負債の一部は外貨建てとなっております。これらの外貨建資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、または適切にヘッジされていない場合には、為替相場の不利な変動によって、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③価格変動リスク

当社グループは、市場性のある国債等の債券や市場価格のある株式等の有価証券を保有しており、将来、それらの価格が当社グループに不利に変動した場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当社グループでは、各種銀行取引に伴う事務を各種事務規程に則り行っておりますが、故意または過失による事故が発生した場合、経済的損失や信用失墜により、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

②システムリスク

コンピューターシステムの停止、誤作動等が発生した場合や、コンピューターの不正使用、サイバー攻撃等により情報の破壊や流出が発生した場合、各種サービスの停止や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループではクラウドシステムに基づく基盤整備により、通常時のシステムリスク軽減に努めております。なおクラウド上の大規模障害等の場合には当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③情報リスク

当社グループで管理している顧客情報や経営情報の漏洩、紛失、不正利用等が発生した場合には、社会的信用の失墜等により当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンスリスク

当社グループでは法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置付け、法令等遵守態勢の充実と強化に取り組んでおりますが、法令等違反行為が発生した場合には、経済的損失や社会的信用失墜により、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 格付低下のリスク

当社グループは外部格付機関より格付を取得しております。今後、当社グループの収益力、資産の質の悪化等により格付が引き下げられた場合、資金調達コストの上昇や資金調達が困難になる等、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競争

近年、金融制度は大幅に緩和されてきており、競争が一段と激化しております。その結果、他金融機関等との競争により当社グループが優位性を得られない場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己資本比率

当社グループは、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国際統一基準以上に維持しなければなりません。（現時点におけるこれら国際統一基準は8%となっております。）当社グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。当社グループの自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・不良債権処理費用の増加に伴う与信関係費用の増加
- ・有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・繰延税金資産の回収可能性判断に基づく繰延税金資産の取崩による自己資本の減少
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・その他の不利益な展開

(8) 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づき算出しております。年金資産の時価下落、前提条件の変更等により、退職給付費用が増加し、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 規制・制度変更リスク

当社グループは、現時点の規制（法律、規則、政策、実務慣行等）に従って業務を行っており、将来においてこれらの規制が変更となった場合、当社グループの業務遂行や業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 風評リスク

当社グループに対するネガティブな風評等が発生した場合、その内容の正確性に関わらず、当社グループの株価や業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 資金繰りリスク

資金繰りリスクについては、流動性リスクの一環として適切に管理しておりますが、経済的損失や社会的信用失墜により資金の調達自体が不能となる、もしくは通常より著しく不利な条件での資金調達等を余儀なくされることになった場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) その他のリスク

① 当社グループの経営戦略、事業戦略が奏功しないリスク

当社グループは2021年4月よりスタートさせた中長期経営戦略に基づき、様々な経営戦略、事業戦略を実施しておりますが、各種要因によりこれらの戦略が当初想定していた結果をもたらさず、収益性が悪化した場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 特定地域経済への依存に係るリスク

北國銀行は、石川県を主要な営業基盤としており、同地域向けの貸出の比率が総貸出金の約4分の3弱を占めております。貸出金や信用リスクの増減等は、石川県の景気動向に影響を受けるおそれがあり、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 災害リスク

災害リスクについては、非常時に備え体制を整え、訓練を繰り返し、改善を行っており、そのリスクを適切に管理しておりますが、大規模な災害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 感染症の流行リスク

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症の流行により、当社グループの業務の全部又は一部が停止した場合、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、貸出先の経営状況が悪化した場合、主に貸出金等の信用リスクに影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 固定資産の減損会計

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。これにより保有する固定資産に減損損失が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）及び四半期報告書（2021年8月12日提出）をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の経営上の重要な契約等につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）及び四半期報告書（2021年8月12日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行においても、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる北國銀行の設備投資等の概要につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる北國銀行の主要な設備の状況につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる北國銀行の設備の新設、除却等の計画につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2021年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,250,000
計	58,250,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,108,958 (注) 1、2、3	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株(注) 4
計	28,108,958	—	—

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定であります。

2 2021年3月31日時点における北國銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、北國銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。北國銀行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、北國銀行が2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式6,239株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、株式交付信託分135,104株については、新株交付の対象としております。

3 北國銀行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2021年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日	普通株式 28,108,958 (予定)	普通株式 28,108,958 (予定)	10,000	10,000	2,500	2,500

(注) 2021年3月31日時点における北國銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、北國銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。北國銀行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、北國銀行が2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式6,239株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、株式交付信託分135,104株については、新株交付の対象としております。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の2021年3月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	44	28	847	147	3	6,745	7,815	—
所有株式数 (単元)	200	101,332	2,816	76,552	32,355	11	66,704	279,970	118,197
所有株式数 の割合 (%)	0.07	36.19	1.01	27.34	11.56	0.00	23.83	100.00	—

(注) 自己株式6,239株は、「個人その他」に62単元、「単元未満株式の状況」に39株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる北國銀行の2021年3月31日時点での株主データに基づき、株式移転比率を勘案した当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

2021年10月1日（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,620	5.76
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,564	5.56
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,311	4.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,271	4.52
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	770	2.74
北陸電力株式会社	富山県富山市牛島町15番1号	669	2.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US （東京都新宿区新宿六丁目27番30号）	576	2.05
北國銀行従業員持株会	石川県金沢市広岡二丁目12番6号	552	1.96
大同工業株式会社	石川県加賀市熊坂町イ197	369	1.31
沢出商事株式会社	石川県金沢市長町二丁目6番5号	324	1.15
計	—	9,030	32.12

（注） 上記所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 1,620千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1,271千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の2021年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,200	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,990,800	279,908	同上
単元未満株式	普通株式 118,197	—	同上
発行済株式総数	28,115,197	—	—
総株主の議決権	—	279,908	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、北國銀行所有の自己株式が39株含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2021年10月1日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の2021年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡二丁目 12番6号	6,239	—	6,239	0.02
計	—	6,239	—	6,239	0.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2021年10月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、「法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。」旨を定款に定める予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により東京証券取引所市場第一部に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる北國銀行と同水準もしくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定です。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行のコーポレート・ガバナンスの状況については、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主のみならずお客さまをはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を維持し、経営の透明性向上とコンプライアンスを遵守した経営を徹底するために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題として認識し、その実現に向けた施策に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、銀行持株会社として、グループ内事業会社の経営及び業務を管理・監督することで、グループガバナンスを強化し、グループ全体の経営効率化とシナジーの最大化を図るという設立趣旨に鑑み、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用する予定であり、取締役会による監督機能及び監査等委員会による監査機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

取締役会（議長：取締役社長）は、監査等委員でない取締役5名及び監査等委員である取締役6名（うち独立社外取締役5名）で構成され、当社グループの経営上の重要な事項に関する意思決定と業務執行の監督を行う予定です。また、取締役会で決定した基本方針に基づくグループ経営全般の重要事項を協議する機関として、取締役及び各部門長のほか、グループ内事業会社の取締役等をメンバーとするグループ戦略会議（議長：取締役社長）を設置する予定です。グループを横断した幅広い議論により、当社グループのガバナンス強化やグループの基本方針に基づく各事業会社の適切な業務運営を図ってまいります。

③ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理憲章」において「信頼の確立」「法令等の遵守」「地域社会への貢献」「反社会的勢力との対決」「経営の透明性の確保」の5つを掲げ、これを尊ぶ企業であることを社内外にコミットし、役職員が実践することを徹底してまいります。また、当社グループの「法令等遵守方針」を制定する予定であり、コンプライアンスに対する意識の向上を図ってまいります。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役規程」、「取締役会規程」、「使用済簿書保存規程」を制定する予定であり、取締役の職務の執行に係る情報・文書を適正に保存又は管理（廃棄を含む）してまいります。また、取締役はいつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする予定です。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社並びに当社グループのリスク管理体制について「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定する予定であり、各種リスクを統合的に把握・分析し、当社グループの経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図ってまいります。また、「自己資本管理方針」及び「自己資本管理規程」を制定する予定であり、経営の健全性を維持するため自己資本の管理を徹底してまいります。

加えて、緊急事態において業務への影響を極小化し、「ある一定水準の業務の継続性の確保」という社会的要請に応えるため、災害、システム障害、風評被害を柱とした「業務継続に関する基本方針」を制定する予定であり、各事象を想定した緊急時対応訓練などにより危機対応能力の向上に努めてまいります。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ経営全般の重要事項に関する協議機関として、当社取締役会以外に「グループ戦略会議」を設置する予定であり、経営全般にわたっての迅速な意思決定を図ってまいります。また、職務権限及び意思決定のルールとして「職制規程」、「事務分掌規程」、「権限規程」等を制定する予定であり、適正かつ効率的に職務の執行を行ってまいります。

ホ 当社並びに子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社の業務の適正を確保し、収益性・健全性・透明性の高い企業集団として発展することを目的として「子会社等統括規程」を制定する予定です。

ヘ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置する予定です。

ト 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会室付使用人は、業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、業務執行に関する資料の閲覧や使用人その他の者に対して報告を求めることができることとする予定です。

チ 監査等委員会の前項使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会室付使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとする予定です。

リ 監査等委員でない取締役・使用人並びに子会社等の取締役・監査役等の者、及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員でない取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項のほか、子会社等から報告を受けた事項のうち当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告する体制とする予定です。また、監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は、グループ戦略会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて、会計監査人、監査等委員でない取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める体制とする予定です。加えて、子会社等に対しても、必要に応じて報告を求める体制とする予定です。

ヌ 監査等委員会に前項の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する予定です。

ル 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き並びにその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は当社に対して、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払の請求、支出した当該費用の償還の請求等を行うことができることを監査等委員会規程に定める予定です。

ヲ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査部が行う監査については、監査等委員会の指揮の下で行う予定です。なお、監査部には社長も指揮できることとする予定ですが、監査等委員会と社長の指揮が両立し難い場合には、監査等委員会の指揮を優先させることとします。また、監査部長の人事異動について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとする予定です。

④ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を上限とする予定です。

⑤ 取締役に関する事項

当社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は6名以内とし、監査等委員である取締役の過半数は社外取締役とする旨を定款に定める予定です。また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定める予定であります。

⑥ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。この定めは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

また、当社は剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定める予定であります。この定めは、株主への安定的な利益還元を目的とするものです。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。この定めは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑧ その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2021年10月1日に就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する北 國銀行の普 通株式数 (2) 割り当てら れる当社の 普通株式数
取締役社長 (代表取締役)	杖村 修司	1961年7月6日生	1985年4月 2009年6月 2010年6月 2011年4月 2013年4月 2013年6月 2020年6月	株式会社北國銀行入行 同 取締役兼執行役員総合企画部 長兼総合事務部長 同 常務取締役兼執行役員総合企 画部長兼総合事務部長 同 常務取締役兼執行役員総合企 画部長 同 常務取締役兼執行役員 同 専務取締役 同 取締役頭取 (現職)	(注) 2	(1) 5,800株 (2) 5,800株
取締役 (代表取締役)	浜崎 英明	1954年6月25日生	1978年4月 2009年4月 2009年6月 2012年6月 2016年4月 2020年6月	株式会社北國銀行入行 同 執行役員営業統括部長 同 取締役兼執行役員営業統括部 長 同 常務取締役兼執行役員営業統 括部長 同 専務取締役 同 取締役会長 (現職)	(注) 2	(1) 2,400株 (2) 2,400株
取締役 (代表取締役)	中村 和哉	1959年7月6日生	1983年4月 2013年4月 2013年6月 2016年4月 2017年4月 2017年6月 2018年4月 2019年4月 2021年3月	株式会社北國銀行入行 同 執行役員総合企画部長兼人材 開発室長 同 取締役兼執行役員総合企画部 長兼人材開発室長 同 取締役営業統括部長 同 取締役支店統括部長兼海外ビ ジネス戦略部長兼カスタマー サポート部長兼公務金融室長 同 常務取締役支店統括部長兼海 外ビジネス戦略部長兼カスタ マーサポート部長兼公務金融 室長 同 常務取締役支店統括部長兼公 務金融室長 同 常務取締役本店営業部長 同 取締役常務執行役員 (現職)	(注) 2	(1) 2,250株 (2) 2,250株
取締役	中田 浩一	1960年9月11日生	1983年4月 2013年6月 2015年4月 2017年4月 2017年6月 2021年3月	株式会社北國銀行入行 同 取締役兼執行役員小松エリア 統括店長兼小松支店長 同 取締役兼執行役員東京支店長 同 取締役経営管理部長兼法務室 長 同 常務取締役経営管理部長兼法 務室長 同 取締役常務執行役員 (現職)	(注) 2	(1) 2,500株 (2) 2,500株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(3) 所有する北 國銀行の普 通株式数 (3) 割り当てら れる当社の 普通株式
取締役	角地 裕司	1960年7月15日生	1983年4月 株式会社北國銀行入行 2014年4月 同 執行役員市場金融部長兼国際 部長 2017年4月 同 執行役員市場金融部長 2017年6月 同 取締役市場金融部長 2020年6月 同 常務取締役市場金融部長 2021年3月 同 取締役常務執行役員（現職） 2021年5月 株式会社FDアドバイザー（注） 3代表取締役社長（現職） 2021年6月 株式会社QRインベストメント （注）3代表取締役社長（現職）	(注) 2	(1) 2,500株 (2) 2,500株
取締役 (監査等委員)	鳥越 伸博	1960年1月2日生	1982年4月 株式会社北國銀行入行 2014年4月 同 執行役員総合事務部長 2015年4月 同 執行役員総合事務部長兼シ ステム部長 2016年4月 同 執行役員総合企画部長 2016年6月 同 取締役総合企画部長 2020年6月 同 常務取締役総合企画部長 2021年3月 同 取締役（現職）	(注) 4	(1) 2,400株 (2) 2,400株
取締役 (監査等委員)	西井 繁	1953年3月5日生	1984年4月 弁護士登録 山腰法律事務所入所 1998年4月 大手町法律事務所開設 2007年5月 西井法律事務所開設 2012年4月 中部弁護士会連合会理事 2013年4月 金沢弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 中部弁護士会連合会常務理事 2019年6月 株式会社北國銀行 社外取締役監 査等委員（現職）	(注) 4	(1) 0株 (2) 0株
取締役 (監査等委員)	大西 忠	1960年5月24日生	1983年4月 明治生命保険相互会社入社 2013年4月 明治安田生命保険相互会社 執行 役員人事部長 2014年4月 同 常務執行役 2016年4月 同 専務執行役 2019年6月 株式会社北國銀行 社外取締役監 査等委員（現職） 2020年4月 明治安田生命保険相互会社 執行 役員副社長（現職）	(注) 4	(1) 0株 (2) 0株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(4) 所有する北 國銀行の普 通株式数 (4) 割り当てら れる当社の 普通株式
取締役 (監査等委員)	山下 修二	1955年7月25日生	1979年4月 2000年10月 2009年4月 2012年4月 2014年4月 2016年4月 2018年7月 2018年10月 2019年6月 2020年3月	株式会社小松製作所入社 コマツインドネシア取締役管理部長 株式会社小松製作所 執行役員 小山工場長 同 執行役員 生産本部 栗津工場長 同 常務執行役員 生産本部副本部長兼栗津工場長 同 常務執行役員 生産副本部長兼部品管理本部長 同 技術顧問 同 技術顧問兼コマツカスタマーサポート株式会社 九州・沖縄カンパニー顧問 株式会社北國銀行 社外取締役監査等委員 (現職) 株式会社小松製作所 技術顧問 (現職)	(注) 4	(1) 0株 (2) 0株
取締役 (監査等委員)	大泉 琢	1956年10月24日生	1980年4月 2008年4月 2010年7月 2012年6月 2014年4月 2016年10月 2018年7月 2019年6月	日本銀行入行 同 発券局長 株式会社セブン銀行 審議役 同 取締役執行役員 同 取締役常務執行役員 同 取締役常務執行役員国際事業部長 同 取締役常務執行役員アジア戦略プロジェクト担当 同 顧問 (現職)	(注) 4	(1) 0株 (2) 0株
取締役 (監査等委員)	根本 直子	1960年1月15日生	1983年4月 1994年9月 2015年4月 2016年6月 2016年6月 2016年6月 2018年6月 2019年4月 2020年6月	日本銀行入行 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 アংশエートディレクター 同 マネジングディレクター兼リサーチ・フェロー アジア開発銀行研究所 エコノミスト 株式会社横浜銀行 社外取締役 中部電力株式会社 社外取締役 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 社外取締役 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授 (現職) 株式会社みずほ銀行 社外取締役監査等委員 (現職)	(注) 4	(1) 0株 (2) 0株
計						17,850

- (注) 1 取締役の西井繁氏、大西忠氏、山下修二氏、大泉琢氏及び根本直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査等委員以外の取締役の任期は、2021年10月1日より、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 株式会社FDアドバイザー、株式会社QRインベストメントは、北國銀行の子会社として新たに設立した会社であります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2021年10月1日より、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

- 5 所有する北國銀行の普通株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる当社の普通株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる当社の普通株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 6 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外取締役の状況

当社の社外取締役は5名の予定であります。

社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
西井 繁	資本的関係（社外取締役による当社株式の保有）については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	弁護士としての豊富な経験、専門的かつ幅広い知識と高い見識を活かして、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断しております。
大西 忠	資本的関係（社外取締役による当社株式の保有）については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断しております。
山下修二	資本的関係（社外取締役による当社株式の保有）については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断しております。
大泉 琢	資本的関係（社外取締役による当社株式の保有）については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断しております。
根本直子	資本的関係（社外取締役による当社株式の保有）については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	金融の専門家としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断しております。

また、当社の完全子会社となる北國銀行では、社外取締役を選任するための北國銀行からの独立性に関する基準を定めていませんが、社外取締役による経営の監視・監督機能の強化を進めていくことを目的として、東京証券取引所の定める基準を参考に独立役員を選任・確保していく方針であり、当社においても同様な考え方で社外取締役を選任する予定です。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役5名はいずれも監査等委員であり、原則毎月1回開催される監査等委員会に出席し監査等委員会監査を実施するとともに、取締役会に出席し業務の執行状況の監査を実施する予定です。

常勤の監査等委員は、会計監査人及び内部統制部門と定期的かつ必要に応じ意見交換を行うとともに問題点等について協議し、社外取締役はその概要について監査等委員会において報告を受ける体制とします。内部監査分門である監査部は監査等委員会の指揮の下に監査を実施し、監査等委員会において監査結果について報告を行う予定です。

す。社外取締役を含む監査等委員である取締役は、内部監査部門あるいは会計監査人と積極的に意見及び情報の交換を行うなど、緊密な連携を図り、効果的な監査の実施に努めて参ります。

また、監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置する予定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の監査等委員会は、監査等委員6名（うち社外監査等委員5名）で構成され、監査等委員会を原則毎月1回開催しております。監査等委員会では、監査方針や監査計画の策定、取締役の職務執行状況、監査報告書の作成、会計監査人の選任等について決議しております。

監査等委員会を構成する監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、業務の執行状況の監査を行っております。また、内部監査部門である監査部は監査等委員会の指揮の下に監査を実施しており、監査等委員会は原則毎月1回、監査部より業店・本部・子会社等での監査結果について報告を受けております。

選定監査等委員である常勤の監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針、監査計画に沿って、取締役会、戦略会議等の重要な会議への出席や、重要書類の閲覧、営業店への往査、本部各部へのヒアリング等を通して監査を実施し、その概要について監査等委員会において社外監査等委員に報告を行っております。また会計監査人と定期的かつ必要に応じ意見交換を行うとともに、会計方針や問題点等について協議しております。社外監査等委員は、常勤の監査等委員からの報告を基に、監査等委員会において十分な議論を行っております。また、代表取締役との定例会では、経営方針や成長戦略等に関して独立役員の立場から提言を行い、会計監査人と年に複数回の意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の内部監査につきましては、内部監査部門である監査部（2021年3月31日現在人員30人）が担っております。監査部は監査等委員会の指揮の下に監査を実施しています。監査部は年度監査計画を監査等委員会の決議を得て取締役会に報告しており、監査結果についても定期的に監査等委員会・戦略会議・取締役会に報告しております。また、取締役会においても、重点的に取り組むべき項目が発生した場合には、監査部に対して、頭取指揮の下指示を行い、報告を求めることができる体制としております（但し、監査等委員会と頭取の指揮が両立しがたい場合には、監査等委員会の指揮を優先させることとしております）。

選定監査等委員である常勤の監査等委員は外部会計監査人と毎月連絡会を開催し、随時意見交換を実施するとともに、内部統制部門等より報告を受け、会計方針や問題点等について協議していくこととしております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

金融商品取引法に基づく監査は、EY新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の確定金額報酬の額は、2021年6月18日に開催された北國銀行の定時株主総会にて承認され、次のとおりとする予定です。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

年額60万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。

ロ 監査等委員である取締役

年額65百万円以内とします。

- ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- ③ 役員ごとの連結報酬等の総額等
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行は、投資株式について保有目的別に以下のように区分しております。

投資株式は、その投資目的、取得に至る経緯等から、営業政策目的、経営政策目的、長期投資目的に区分されます。営業政策目的株式とは、当社グループの取引先など営業政策推進の観点で保有する株式をいい、経営政策目的株式とは、営業政策推進に直接関連しない金融機関の株式や銀行経営において必要と認められる発行体の株式をいいます。また、長期投資目的株式とは、長期的な観点で純投資目的に保有する株式をいい、株式の価値の変動や株式に係る配当によって収益を確保することを目的としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ア. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社である北國銀行は、上場株式の政策保有について、上場会社の株式を保有することにより、当該上場会社との業務提携や取引が一層円滑かつ強固なものとなり、ひいては同行および当該上場会社双方の企業価値向上につながる場合に限り、行うことを基本方針としています。この方針にそぐわない政策保有株式については縮減を原則として、投資先企業との対話を随時行っております。

上記の方針に基づき、上場株式の政策保有の適否を定期的に戦略会議で検証・協議しており、取締役会にも諮っております。

イ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- ウ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- ③ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる北國銀行の経理の状況につきましては、同行の有価証券報告書（2021年6月21日提出）及び四半期報告書（2021年8月12日提出）をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日から2022年3月31日までとする予定です。
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、金沢市で発行する北國新聞及び日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の北國銀行が、最近事業年度の開始日から本報告書提出までの間において提出した、有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりです。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月21日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月12日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本報告書提出日（2021年9月1日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2021年6月23日関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社北國銀行富山支店
（富山市本町5番21号）

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第 1 【上場申請会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第 2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。